

申告はお早めに!3県民税・所得税等の

2月16日(木)~3月15日(水)

申告をしなければならないかたのでお早めにご相談ください。3月10日を過ぎますと大変混みまする時にですが、た。申告は3月15日(水)までですが、

○「下書がよう」というでは、原則との下書を提出しなければなりません。○「下書を提出しなければなりまして申告書を提出しなければなりまして申告書を提出しなければなりまして申告書を提出しなければなりまして申告書を提出しなければなりまして申告書を提出しなければなりまして申告書を提出しなければなりまして申告書を提出しなければなりまして申告書を提出しなければなります。

②前年中の所得が給与又は公的年金のみであるかた(ただし、給与又は公的年金支払報告書が報告書で記されているかたに限ります。)

【受付期間及び時間】

を行います。) 2月26日(日)は通常どおり申告相談9時~16時 (土日を除く。ただし、9時~16時 (土日を除く。ただし、2月16日(木)~3月15日(水)

ださい。 午後は3時30分までに受付をしてく 年告相談は、午前は11時30分まで、

【申告に必要なもの】

①申告書

② 钉 鷂

(給与所得者は源泉徴収票。事業所③昨年中の所得を証明するもの

費を明らかにできるもの。)得、不動産所得者は収入、必要経

⑤国民健康保険料・介護保険料の納④生命・損害保険の支払証明書

付額が確認できるもの

《医療費控除を受ける場合》

①平成17年中の領収書(医療機関ごの平成17年中の領収書(医療機関ごの上に事前に集計しておいてください。)

署での申告となります。)
(初めて控除を受けられる方は税務税務課までお問い合わせください。必要書類については、税務署又は

てください。からできませんので、税務署で申告しかの申告につきましては町でお受町で受付できない申告

①譲渡所得・損失申告・修正申告・

注意ください。 けできない申告もありますので、ごっのほかにも内容によってはお受る年度の各種申告

【問合せ】

所得税などは小田原税務署町県民税は町税務課(内線261)

35)4511

申告相談所得税・事業税・住民税の

・ でであります。 世のご利用ください。 告相談を次のとおり開催しますので、 所得税・事業税・住民税の共同申

13時30分~16時 2月9日(木)

【 問合せ】小田原税務署 及び住民税の申告相談も行います。 及び住民税の申告相談も行います。 説明会終了後、申告書の書き方の 説明会終了後、申告書の書き方の

がたのための無料申告相談税理士会による小規模納税者の

☎(35)4511 内線411

もご利用ください 青色申告会申告指導会場

35)4 5 1

1月25日(水)~3月15日(水)【申告受付期間及び時間】

、月別コ、ニコペコ 5599時~17時

【会場】納税センター・青色会館(期間中、土日祝日も受付)

【問合せ】(社)小田原青色申告会小田原市本町2 3 24

24)2613

小田原税務署からのお知らせ

●確定申告書作成のアドバイス

【日時】2月19日(日)・26日(日)と申告書の受付を行います。 平成17年分確定申告書作成のアドバイス

●贈与税の申告について 話での相談やほかの業務は行いません。

を早めに終了させていただく場合がありますの

当日の混雑状況により申告書作成会場の受付

で、お早めにお越しください。また、当日は電

贈与税の申告と納税が必要です。をもらった方で年間11万円を超える場合、の不動産、現金、預貯金、株式などの財産平成17年中に、個人から土地や建物など

平成17年分の消費税の申告が必要です。事業者選択届出書」を提出している方は、1000万円を超える方及び、消費税課税4、単一のの万円を超える方及び、消費税課税の事業者の消費税及び地方消費税の申告について

ホームページで確定申告を

【受付期限】3月31日 (金)まで

る方など、ご利用できない場合があります。す。ただし、土地、建物などの譲渡所得のあ書はそのまま税務署に提出することができまきます。プリントアウト (カラー) した申告告書作成コーナー」で確定申告書の作成がで国税庁のホームページの「所得税の確定申

東京国税局ホームページhttp://www.tokyo.nta.go.jp国税庁のホームページhttp://www.nta.go.jp定申告書も作成できます。青色申告決算書、収支内訳書、消費税の確

各ホームページは湯河原町のホームページからリンクしています。

こ注記 最近、税務署の職員を装い、職場の従業員でご連絡ください。

【連絡先】小田原税務署 ☎(35)4511 内線204